

低圧電気取扱業務特別講習のご案内



公益社団法人福井県労働基準協会 嶺南支部

事業者は、労働安全衛生法第59条の3項の規定により、低圧（直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下をいう。）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に労働安全規則第36条に基づく「低圧充電電路等取扱業務」の特別教育を実施しなければなりません。

当支部では、事業者に代わりまして、下記のとおり、学科のみの特別教育講習を実施しますので是非、この機会に関係労働者の方について受講されたくご案内します。

【実施要領】

日 時	令和 7年12月16日（火） 9：00～18：15	
会 場	敦賀産業技術専門学院「視聴覚室」 敦賀市道口19号2-1 TEL0770-22-0143	
講習科目	・低圧の電気に関する基礎知識 ・低圧の電気設備に関する知識 ・低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 ・低圧活線作業及び活線近接作業の方法 ・関係法令 ※実技教育は、事業場において、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法については7時間以上、開閉器の操作業務のみを行う者については1時間以上実施してください。 ※電気工事士等の資格を有している者でも、この特別教育を受けなければなりません。 ※安衛則の改正により、特別教育の対象業務となった「電気自動車等の整備の業務」については、令和元年10月1日以降の「低圧電気取扱業務」の特別教育から除かれていますのでご留意下さい。	
定 員	40名	
締 切 日	令和 7年12月 9日（火） （但し、定員に達した場合は締め切りとします。）	
受 講 料	会 員	9,770円 （内消費税10%：888円込） <受講料 9,000円（消費税 818円込）、テキスト代 770円（消費税 70円込）> ※（公社）福井県労働基準協会会員は、協会で2,000円を補助します。
	非会員	11,770円 （内消費税10%：1,070円込） <受講料 11,000円（消費税 1,000円込）、テキスト代 770円（消費税 70円込）>
受講手続	イ. 裏面の受講申込書に受講料を添えてお申込み下さい。 ロ. FAX による申込みの場合は、当支部から受講番号を記入した 受講票・請求書を郵送 しますので、 講習開始2週間前まで に受講料を指定口座に振り込んでください。 （振込手数料は、振込者負担でお願いします。） 振込先：福井銀行敦賀支店 普通預金口座 0038722 ｼﾔﾌｸｹﾞﾝﾛｳﾄﾞ ﾕｷｼﾞ ﾕｼｷｮｳｶｲｲｹｼｮｸ 申込先：（公社）福井県労働基準協会嶺南支部 〒914-0055 敦賀市鉄輪町 2-4-1 T E L 0770-25-8731 FAX 0770-25-8721 （適格請求書発行事業者 登録番号 : T5-2100-0500-0036）	
留意事項	○納入された受講料は、欠講されても返還いたしません。但し、 受講日の5営業日前迄に連絡頂いた場合は、振込手数料を差し引いて返金致します 。やむを得ず受講できない場合には、届け出て他の人がかわって受講されても差し支えありません。 ○講習を履修された方に「修了証」を交付しますので印鑑をご持参ください。 ○令和3年4月1日から労働安全衛生法の免許様式が変わりました。氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称名を併記できるようになります。ご希望の方は、戸籍抄本、住民票など確認ができる書類の添付が必要になります。 ○テキストの価格は、改訂などによりお断りなしに変更する場合があります。	

修了証の統合について：当協会で交付した複数の修了証を1枚に統合します。

（公社）福井県労働基準協会を受講された特別教育講習のみ。詳しくは、受講申込書に記載してあります。

受講票は郵送いたします

低圧電気取扱業務特別講習受講申込書

受講者注意事項

1. 受付は、本受講票を必ずご持参のうえ、講習開始時刻 **10分前まで** にすませてください。
2. 遅刻は、法定の講習時間のため認められません。（開場は、8:30～となります。）
3. テキストは、講習会場でお渡しいたします。
4. 教育を履修された方に「修了証」を交付しますので、**印鑑をご持参**ください。

受付印

*受講申込書は、受講者1名について1枚をご使用ください。

講 習 日 時		講 習 会 場	
学科	令和 7 年 1 2 月 1 6 日 (火) 9:00~18:15	敦賀産業技術専門学院「視聴覚室」 (敦賀市道口19号2-1 Tel0770-22-0143)	
事業場名		担当者氏名	労働者数 名
所在地	〒	TEL	
		FAX	
※修了証を交付しますので氏名・生年月日・住所は、確認のうえ正確に、記入してください。			
受講者氏名	生年月日	住所	受講番号
	昭和・平成 年 月 日	〒	No.
旧姓を使用した氏名 又は 通称の併記の希望の有無	有・無	併記希望の氏名又は通称	
会員加入 支 部	福井・南越・嶺南・奥越 加入なし	受講料 (消費税10%込)	会員 9,770円 (888円) 非会員 11,770円 (1,070円)
会員加入 について	1.希望あり 2.希望なし 3.検討したい	受講料 振込先	福井銀行・敦賀支店 普通0038722 口座名義 シャワケソウド ウジ ユキョウカイレツツ

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

公益社団法人福井県労働基準協会 嶺南支部長 殿

修了証の統合	これまでに福井県労働基準協会（福井支部、南越支部、嶺南支部、奥越支部）で特別教育等を受講された修了証をお持ちの方は、今回の講習修了を統合した1枚の統合修了証を交付します。 (注)安全管理者選任時研修、安全衛生推進者養成講習、新入者安全静止教育など下欄にない講習は除きます。															
	1. 下欄をお持ちの福井県労働基準協会交付の修了証と受講支部に○印を付け、 修了証の写しを添付(FAX等) して下さい。															
	2. お持ちの修了証は、講習日に必ず持参して下さい。 その修了証と引換えに統合修了証を交付します。															
	3. 修了証を紛失している場合は×印を付けて下さい。															
	4. 氏名を変更し、書替をしていない場合は戸籍抄本（原本）などを添付して下さい。【旧氏名 〃】															
	お持ちの修了証に○印を				受講された支部に○印を				お持ちの修了証に○印を				受講された支部に○印を			
	アーク溶接等業務特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				動力プールの金取付 取外し特別教育				福井 南越 嶺南 奥越			
	小型車両系建設機械運転特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				廃棄物焼却施設業務特別教育				福井 南越 嶺南 奥越			
	低圧電気取扱業務特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				職長・安全衛生責任者教育				福井 南越 嶺南 奥越			
	特定粉じん作業特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				職長教育				福井 南越 嶺南 奥越			
研削とし取替業務特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				KY活動リーダー研修				福井 南越 嶺南 奥越				
ルーノ(5t未満)運転業務特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				フルハーネス型墜落制止用器具特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				
産業用ロボット教示等特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				テールゲートリフター特別教育				福井 南越 嶺南 奥越				
(建)職長・安全衛生責任者 能力向上				福井 南越 嶺南 奥越												
※ ×印の場合、福井県労働基準協会において修了証を交付している事実が確認できないときは統合できません。																

※本申込書による個人情報、当講習会の資料として使用し、本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

申込先 福井県労働基準協会嶺南支部 FAX: 0770-25-8721

HP

(低圧電気取扱業務に係る特別教育)

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給申請を される建設事業主の皆様へ

(公社)福井県労働基準協会の「低圧電気取扱業務に係る特別教育」を受講される場合は、人材開発支援助成金の対象になります。

実技教育は、事業所において、「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法については7時間以上」を実施することになっています。

人材開発支援助成金は、学科は(公社)福井県労働基準協会で実施し、実技教育を事業所で実施する場合については、計画届の提出が必要となります。

なお、学科と「開閉器の操作業務のみを行う者に対する1時間以上」の実技教育の組合せは、人材開発支援助成金の対象になりませんので申し添えます。

手続き

(1)計画届の届出

事業所で実技教育を実施しようとする日の3か月前から原則1週間前までに計画届を提出してください。

(2)支給申請書の提出

実技教育を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に支給申請書を提出してください。

問合せ先

福井労働局職業安定部助成金センター

担当 建設助成金係

TEL 0776-22-2683